

荒川下流防災施設活用計画
【運用マニュアル概要版】

平成25年2月

荒川下流防災施設運用協議会

■発刊にあたって

荒川の河川敷は、沿川の自治体により避難場所として指定されており、大規模地震発生時には東京都だけでも最大で約60万人の避難者が想定されます。

また、荒川下流部には、大規模地震に備え「緊急用河川敷道路」や「緊急用船着場（リバーステーション）」などの防災施設を整備しています。

関係機関がこれらの防災施設を有効に活用し、救助・救援や緊急物資輸送、応急復旧等の災害応急対策活動を迅速かつ的確に対応できるよう、平成20年度から利用ルールの検討に着手し、平成25年度に「荒川下流防災施設活用計画」（以下、「活用計画」という。）として取りまとめました。

しかし、これはいつ起きるかもしれない大規模地震への備えの「スタート地点」に立ったに過ぎません。

活用計画をもとに実働訓練や図上訓練を積み重ね、関係機関の担当者同士で「顔の見える関係」が構築されていくことにより、初めて緊急時に関係機関が緊密に連携し、迅速かつ的確な災害応急対策活動が可能になります。

さらに、これらの訓練で得られた課題から活用計画の点検や改善を継続していくことで、大規模地震への備えが深化していくものと確信しております。

最後になりますが、活用計画の策定にあたり熱心にご指導いただいたアドバイザーの皆様や、ご協力いただいた東京都や埼玉県、沿川2市7区の皆様、さらには警察、消防、自衛隊の皆様に深く感謝申し上げますとともに、今後も変わらぬご指導ご協力をお願い申し上げます。

平成25年3月

荒川下流防災施設運用協議会会長
（国土交通省荒川下流河川事務所長）

波多野 真樹

1 計画の定義と位置づけ

■荒川下流防災施設活用計画の定義

東京湾北部地震等大規模な震災が発生した場合において、荒川下流河川事務所等が荒川下流部に整備した防災施設を、災害対応機関（協議会参加機関）が利用するにあたり、現場における輻輳・混乱を軽減し、有効に活用するための規範となる計画とする。

■とりまとめ方針

- 大規模、広域的な被害が発生した時から、各施設の利活用が完了するまでの望ましい活用規範を記載する。
- 現時点において十分な対応が出来ない事項についても、今後の課題として記載する。

■荒川下流防災施設活用計画の位置づけ

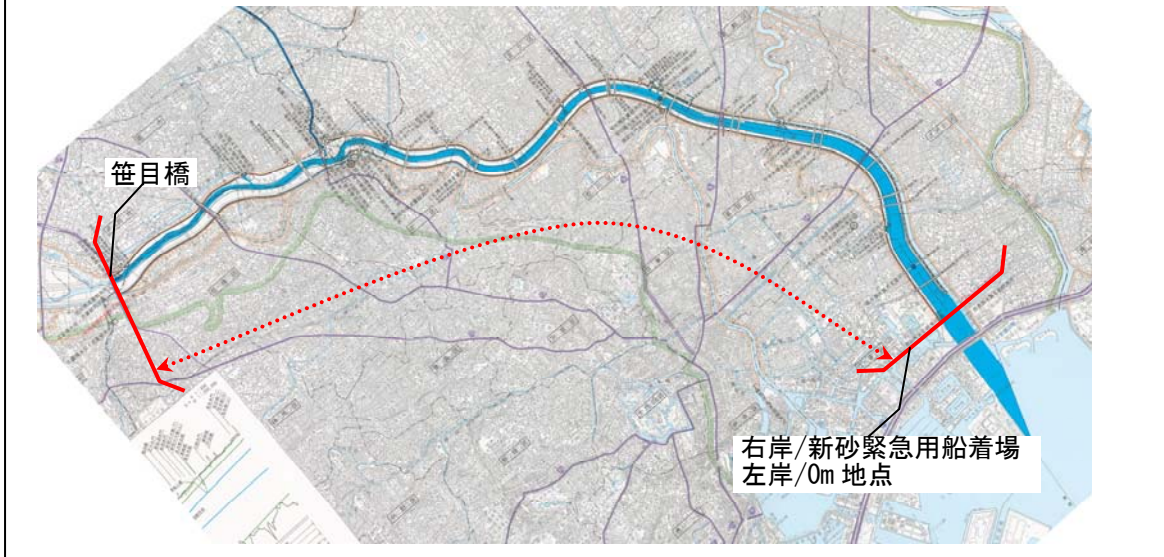
- 本計画は、各災害対応機関が荒川を有効に活用するための基本的な考え方や具体的な対応を示したものである。
- 本計画は、災害対応にあたり、各機関を拘束するものではない。
- 各機関がそれぞれの判断により適宜防災業務計画及び地域防災計画等に反映させる。

■対象施設

- 本計画の対象とする防災施設は、荒川下流部の河川敷に整備されている緊急用河川敷道路及び防災用坂路、緊急用船着場（リバーステーション）、高水敷とする。

■対象区間

- 本計画の対象とする区間は、荒川下流部とし、具体的には笹目橋(河口より約 27k地点)から荒川河口までの範囲とする。



2 河川防災施設の運用マニュアル

(1) 優先利用の考え方

- 現場における利用調整が困難な状況において、利用者同士が現地で調整を図ることが容易になるよう、施設利用の基本として、利用の優先される活動内容と概ねの当該活動の実施時期を考慮し、優先順位を事前にとり決めておく
- 優先順位に関わりなく、避難場所として指定されている区域内は、避難者への安全確認が必要となる

■最優先される対応事項【救急・救命に関すること】

■優先される対応事項①【河川施設の復旧に関すること】

■優先される対応事項②【広域応援部隊の移動等に関すること】

■対応事項③【緊急輸送物資の輸送に関すること】

■対応事項④【緊急復旧資機材の輸送に関すること】

■対応事項⑤【その他の利用に関すること】

(2) 出水期の利活用ルール

- 発災が出水期の場合、河川施設は利用が制限される。特に出水が予想される場合は、原則使用禁止とする
- 出水に関する利用可否については、河川管理者が判断を行うこととする

(3) 津波警報発表時の利活用ルール

- 発災時、津波警報が発表された場合、河川敷にいる利用者及び避難者等に対して、警報発表の内容に関する情報提供に努める
- 平常時より、周辺住民に対する対応行動の周知に努める

(4) 非出水期の利活用ルール

1 緊急用河川敷道路

(1) 施設の概要

- 緊急用河川敷道路は、災害時において復旧活動等に利用することを目的として設置されたものであり、緊急用船着場等と接続し、災害時の物資の輸送路となるものである



【現地状況】

(2) 基本的な使い方

①全フェーズの共通利用ルール

- 利用の事前手続きは不要
- 緊急用河川敷道路内走行時における交通、安全管理は使用者自らが行う



進入口ゲート

②フェーズごとの利用ルール

フェーズ1 (発災～24時間)	<ul style="list-style-type: none"> ◆緊急用河川敷道路の利用者は、防災関係者（自治体、警察、消防、自衛隊、河川管理者）の車両^{*1}に限ることを原則とする ◆発災当初は、河川管理者による進入口の管理が出来ない状況である可能性が高いため、利用者自らが進入口のゲート（車止め）の鍵の開錠・施錠を行う ◆防災用坂路にて対向車があった場合は、優先利用の原則に従いながら通行車両同士が臨機応変に判断して通行する ◆緊急用河川敷道路内の車止めは最初に走行する者が開錠し、施錠はしないで通行する
フェーズ2 (24～72時間)	<ul style="list-style-type: none"> ◆緊急交通路とのアクセス部は、順次河川管理者による出入口ゲートの管理を開始し、その他の出入口の使用にあたっては、利用者の責任において利用することを原則とする ◆出入口ゲートに管理者が配置された場合は、管理者の指示に従って通行する ◆緊急用河川敷道路の利用者は、防災関係者（自治体、警察、消防、自衛隊、河川管理者）の車両に限る^{*1}ことを原則とする
フェーズ3 (72時間以降)	<ul style="list-style-type: none"> ◆緊急用河川敷道路の利用は、原則としてフェーズ2の方法を継続することとする

^{*1}「防災関係者の車両」は緊急自動車に限らない

2 緊急用船着場/移動用拠点

(1) 施設の概要

- ・大規模震災等による災害発生時に都市の復旧活動に必要な資機材や、食料や衣料品などの救援物資を船で運搬し、荷揚げ作業を行う施設である。緊急用河川敷道路と連携し、物資輸送等に資する



【現地状況】

(2) 基本的な使い方

①全フェーズの共通利用ルール

- ・発災後、約 24 時間程度までの利用については、利用の優先順位(P2 に記載)に従い、各組織の責任において利用する
- ・緊急用船着場に設置されている鍵は、使用者自ら解錠施錠することとする
- ・一般船舶と区別するため、各船舶は所属目的等を掲示することとする（〇〇市帰宅困難者輸送/〇〇区緊急援助物資輸送等）

②フェーズごとの利用ルール

フェーズ 1 (発災～24 時間)	<ul style="list-style-type: none">・緊急用船着場の利用者は、防災関係者（自治体、警察、消防、自衛隊、河川管理者）およびその指揮系統にある船舶に限ることを原則とする・利用にあたっては、一時使用申請は不要とし、電話や FAX により様式-1 の内容を利用情報共有組織事務局へ通知(P10, 11 参照)する
フェーズ 2 (24～72 時間)	<ul style="list-style-type: none">・緊急用船着場の利用者は、防災関係者（自衛隊、警察、消防、自治体、河川管理者）及びその指揮系統にある船舶に限る・東京都及び埼玉県の災害対策本部等において、荒川の舟運が輸送路として設定された場合には、その他の緊急用船舶も使用させる・利用にあたっては、一時使用申請は不要とし、電話や FAX により様式-1 の内容を利用情報共有組織事務局へ通知(P10, 11 参照)する
フェーズ 3 (72 時間以降)	<ul style="list-style-type: none">・緊急用船着場の利用は、原則としてフェーズ 2 の方法を継続することとする・利用機関が限定された箇所については、その機関が現場の管理を行うこととする（平常時の利用に準ずる）

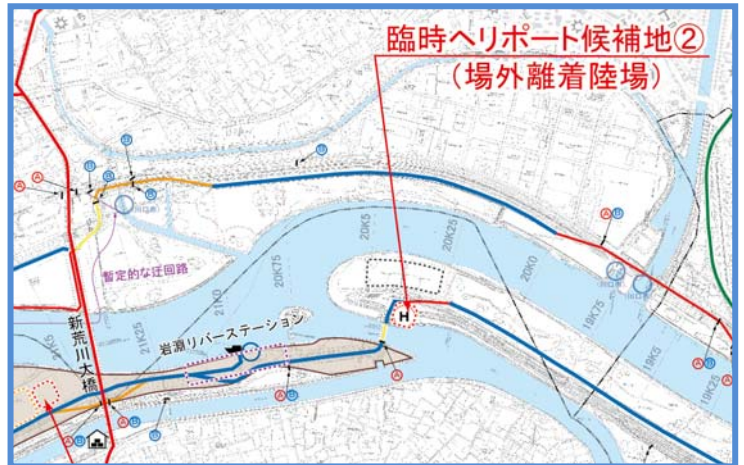
3 高水敷 - ①臨時ヘリポート

(1) 施設の概要

- ・震災時に緊急医療搬送や指揮官等の派遣や緊急資機材の運搬を行うヘリコプターの離発着を行うための場所である
- ・場外離着陸場としてヘリポート整備されている「岩淵」と、平常時野球場やグラウンド等として利用されている災害時臨時離着陸場の2種がある。



【現地状況】



【ゾーニング箇所記載例】

(2) 基本的な使い方

①全フェーズの共通利用ルール

- ・事前ゾーニングの「臨時ヘリポート」は、中型機程度の利用を基本とする
- ・ヘリポート使用時の管制については、災害現地での航空管制との関連も考慮し、各機関の管制に従うこととする

②フェーズごとの利用ルール

フェーズ1 (発災～24時間)	<ul style="list-style-type: none"> ・利用にあたっては、一時使用申請は不要とし、電話等により様式-1の内容を利用情報共有組織事務局へ通知(P10, 11参照)する ・現地での利用調整はしないため、事前に利用の優先順位を定めておく
フェーズ2 (24～72時間)	<ul style="list-style-type: none"> ・フェーズ1と同様の利用ルールとする
フェーズ3 (72時間以降)	<ul style="list-style-type: none"> ・フェーズ1と同様の利用ルールとする

4 高水敷 - ②人・物のターミナル拠点（移動用拠点）

(1) 施設の概要

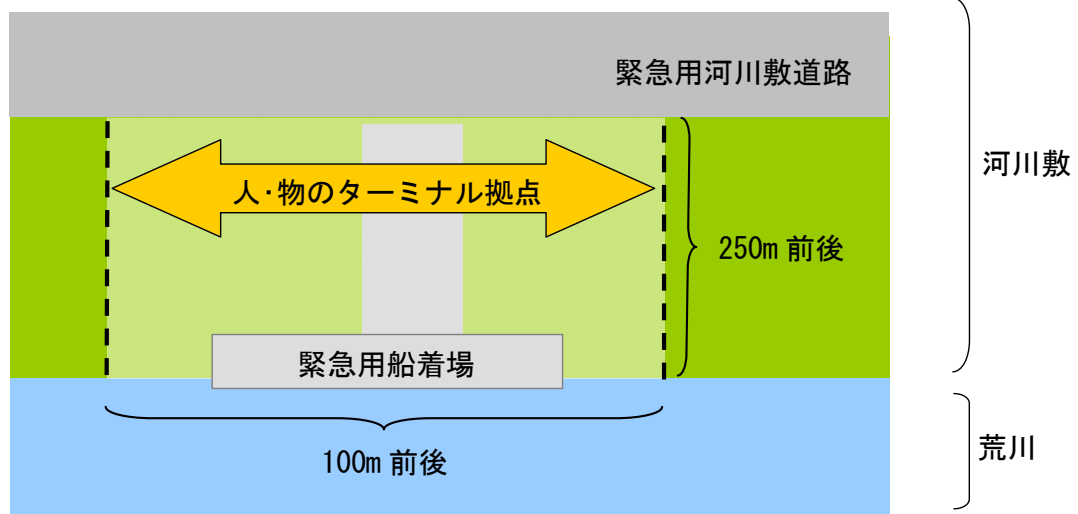
- ・震災時に、緊急用船着場を利用して輸送されてくる部隊や物資のためのバックヤードスペースとなる場所である。
- ・緊急用船着場周辺を位置付けている。



【現地状況】



【ゾーニング箇所記載例】



【候補地設定概念図】

(2) 基本的な使い方

①全フェーズの共通利用ルール

- ・利用にあたっては、一時使用申請は不要とし、電話等により様式-1の内容を利用情報共有組織事務局へ通知(P10, 11 参照)する

②フェーズごとの利用ルール

利用時期による変更事項なし

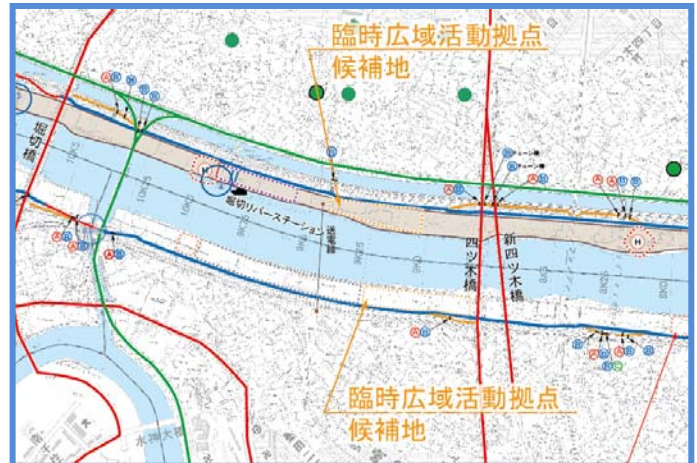
5 高水敷 - ③臨時広域活動拠点

(1) 施設の概要

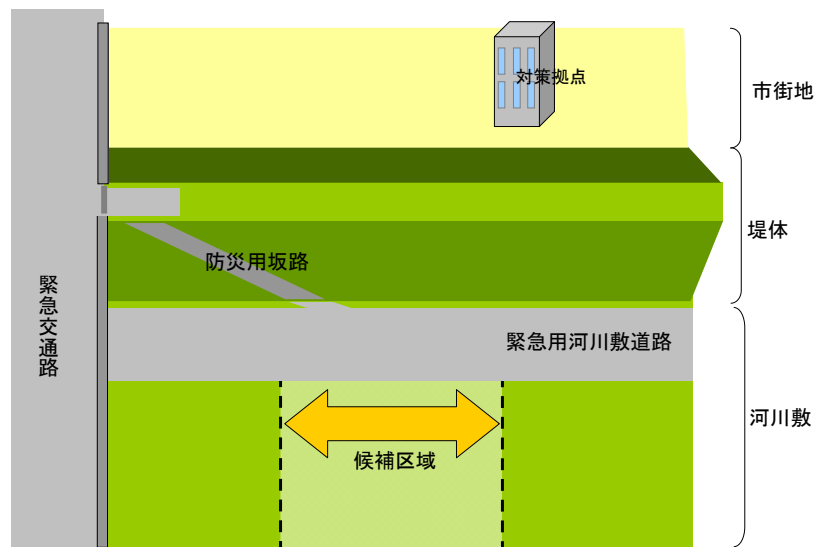
- ・震災時に、被災地の救助救援活動を行う広域応援部隊等の進出拠点もしくは活動拠点として活用される候補地である。
- ・緊急交通路へ接続する坂路の近傍にあるグラウンド等のオープンスペースを位置付けている。



【現地状況】



【ゾーニング箇所記載例】



【候補地設定概念図】

(2) 基本的な使い方

①全フェーズの共通利用ルール

- ・利用にあたっては、一時使用申請は不要とし、電話等により様式-1の内容を利用情報共有組織事務局へ通知(P10, 11 参照)する
- ・事前にゾーニングされている箇所は、利用機関が自ら安全を確認して利用する
- ・活動区域から近いオープンスペースの利用ニーズが出た際には、利用希望者は利用情報共有組織へ連絡し、必要な調整を行うこととする

②フェーズごとの利用ルール

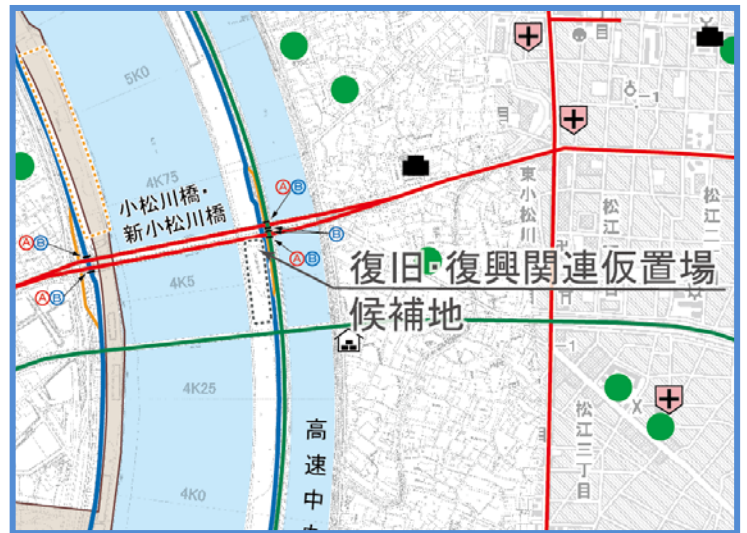
利用時期による変更事項なし

6 高水敷 - ④復旧・復興関連仮置場

(1) 施設の概要

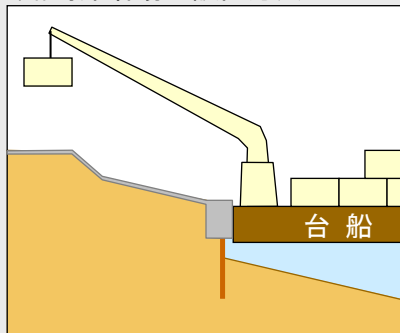
- ・震災時に、被災地の復旧・復興活動を行う際に必要となる資器材等の仮置き場として活用される候補地である。
- ・直近の河岸に臨時船着場^{※1}が設置可能な場所があるグラウンド等のオープンスペースを位置付けている。

※1 当該目的の利用では比較的長期間の活動となる可能性が高く、緊急用船着場の長期占用が予想されるため、別途専用の船着場を設けることで緊急用船着場の輻輳を軽減するよう配慮する。

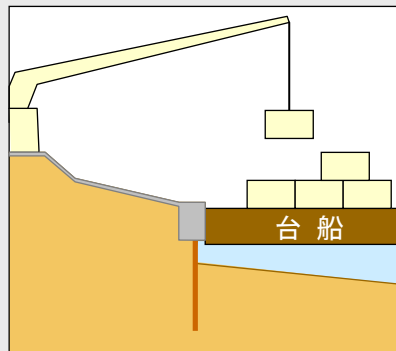


【ゾーニング箇所記載例】

〔臨時船着場の設置方法イメージ〕



a. クレーンつきの台船で接岸して積降作業をする



b. 陸側にクレーンを設置し台船から積降作業をする

(2) 基本的な使い方

①全フェーズの共通利用ルール

- ・復旧・復興関連仮置場の利用が発生する場合、必要に応じて緊急用船着場以外に臨時船着場を設置、利用することを原則とする

②フェーズごとの利用ルール

フェーズ1 (発災～24時間)	—
フェーズ2 (24～72時間)	—
フェーズ3 (72時間以降)	・利用にあたっては、一時使用申請は不要とし、電話等により様式-1の内容を利用情報共有組織事務局へ通知(P10, 11参照)する

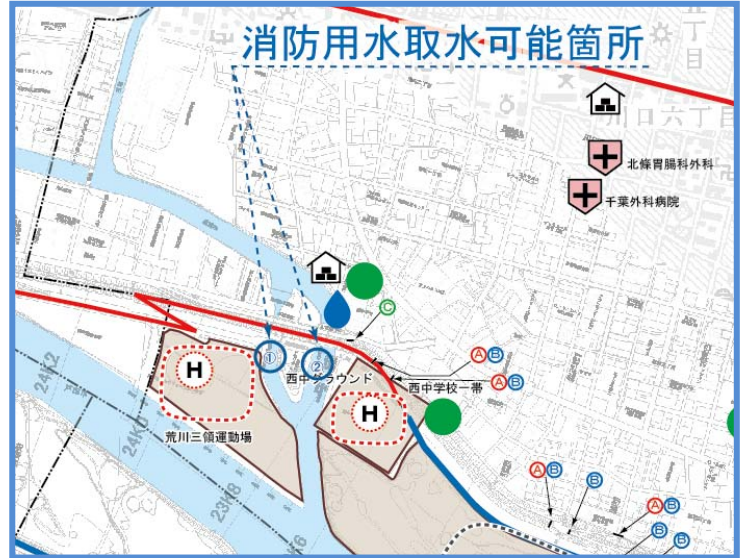
6 高水敷 - ⑤消防用水取水可能箇所

(1) 施設の概要

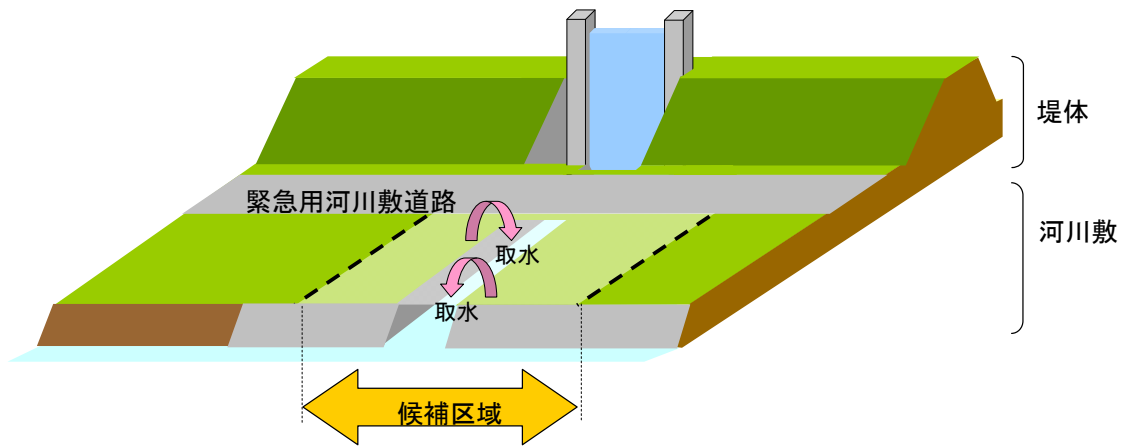
- ・震災時に、大規模な火災が発生した場合に、消防用水の取水場所として活用される候補地である。
- ・水深が確保でき、車両の接近が可能な場所（水門・樋門等の構造物近隣）を位置付けている。



【現地状況】



【ゾーニング箇所記載例】



【候補地設定概念図】

(2) 基本的な使い方

①全フェーズの共通利用ルール

- ・当該目的における利用に関する事前申請等は不要とする

②フェーズごとの利用ルール

利用時期による変更事項なし

(5) 利用情報共有組織

- 防災関連組織間で、災害時の利用をスムーズに行えるよう、共有すべき情報の内容と伝達手段を決めておくこととする
- 既存の情報共有体制を可能な限り取り入れ、煩雑な作業となることを避けるようにする

①基本運用

◆ 河川管理者から提供される情報と手段 情報発信元；荒川下流災害対策支部 総括班

内容	手段
防災施設の点検結果 (利用可否に関わる情報)	◆ F A X ※ ◆ Web ページ http://www.ktr.mlit.go.jp/arage/
緊急用河川敷道路進入口への人員配置状況	
緊急復旧等の進捗状況	

※各機関への情報提供先は、P11 連絡体制表による

◆ 利用者から利用情報共有組織への連絡事項 情報発信元；利用機関

内容	手段
河川防災施設の使用状況確認	TEL マイロ；□□-□□□-□□□~□□□ (防災行政無線経由は先に□□□を入れる) NTT；□□-□□□□-□□□□~□□□□
河川防災施設の利用連絡	[FAX もしくは TEL で様式-1 の内容を連絡] TEL マイロ；□□-□□□-□□□~□□□ (防災行政無線経由は先に□□□を入れる) NTT；□□-□□□□-□□□□~□□□□ FAX マイロ；□□-□□□-□□□~□□□ (防災行政無線経由は先に□□□を入れる) NTT；□□-□□□□-□□□□~□□□□
利用終了の連絡	◆FAX もしくは TEL で利用終了を連絡 連絡先は上記「利用連絡」に同じ

②情報伝達網

a 各機関から利用情報共有組織事務局（荒川下流河川事務所）への連絡

〔河川防災施設の利用状況確認，利用連絡（様式1），その他問合せ〕

	利用情報共有組織事務局（荒川下流河川事務所 総括班）			
	マイクロ回線		NTT回線	
	電 話	F A X	電 話	F A X
防災行政無線接続機関 （都・県・区・警察・消防庁・自衛隊）	〇〇〇-〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 - 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇	〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇	〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇〇 - 〇〇〇〇〇 - 〇〇〇〇〇	〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇〇
国土交通省マイクロ回線接続機関 （東京都・埼玉県）	〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 - 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇	〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇	〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇〇 - 〇〇〇〇〇 - 〇〇〇〇〇	〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇〇
埼玉県警・川口市・戸田市			〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇〇 - 〇〇〇〇〇 - 〇〇〇〇〇	〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇〇

b 利用情報共有組織事務局（荒川下流河川事務所）から各機関への連絡

〔河川防災施設の被災情報伝達（様式2），利用調整連絡〕

※主となる連絡先は着色した FAX 番号とする。

	マイクロ回線		NTT回線	
	電 話	F A X	電 話	F A X
利用情報共有組織事務局 〔荒川下流河川事務所〕				
荒川下流災害対策支部 総括班				
埼玉県 危機管理防災部消防防災課防災訓練担当 県土整備部河川砂防課防災担当	— 〇〇-〇〇〇-〇〇〇	— 〇〇-〇〇〇-〇〇〇	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
埼玉県警察 警備部災害対策課	—	—	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 (内〇〇〇〇〇)	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
川口市 危機管理部防災課	—	—	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
戸田市 危機管理防災課	—	—	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
墨田区 総務部危機管理担当防災課事務室	〇〇-〇〇〇-〇〇〇-〇〇	〇〇-〇〇〇-〇〇〇-〇〇	〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇	〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
江東区 災害対策本部室(総務部防災課) 土木部水辺と緑の課	〇〇-〇〇〇-〇〇〇-〇-〇〇〇〇 〇〇-〇〇〇-〇〇〇-〇-〇〇〇〇	〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇〇〇	〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇	〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
北区 防災課 防災センター 道路公園課	〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇〇〇 — —	〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇〇〇 — —	〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇	〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
板橋区 防災センター指令室 土木部みどり公園課	〇〇-〇〇〇-〇〇〇-〇-〇〇〇〇 —	〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇〇〇 —	〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇	〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
足立区 防災センター	〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇〇〇	〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇〇〇	〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇	〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
葛飾区 防災課	〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇〇〇	〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇〇〇	〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇	〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
江戸川区 災害対策本部室	〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇〇〇	〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇〇〇	〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇	〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
警視庁 警備部災害対策課	〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇〇〇	〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇〇〇	〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇	〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
東京消防庁 防災部震災対策課	〇〇-〇〇〇-〇〇〇-〇-〇〇〇〇	〇〇-〇〇〇-〇〇〇-〇-〇〇〇〇	〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇	〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
陸上自衛隊（第一師団） 第3部防衛班	〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇〇〇	〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇〇〇	〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇	〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
陸上自衛隊（第一施設団） 本部第3科	—	—	〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇 (内〇〇〇/〇〇〇)	〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇 (内〇〇〇/交換手連絡後送信)

緊急時の河川敷使用通知（共有利用・独占的利用）

事前に協議を行っている目的の河川敷地等の使用について、下記のとおり連絡します。

1. 使用場所（使用施設の各項目（①～③）の該当箇所にチェックすること。）

①施設設置市区名	②使用施設名	③同一区内に複数設置のある場合のNo
<input type="checkbox"/> 川口市	<input type="checkbox"/> 臨時ヘリポート	<input type="checkbox"/> No 1
<input type="checkbox"/> 戸田市	<input type="checkbox"/> 臨時広域活動拠点	<input type="checkbox"/> No 2
<input type="checkbox"/> 墨田区	<input type="checkbox"/> 緊急用船着場	<input type="checkbox"/> No 3
<input type="checkbox"/> 江東区	<input type="checkbox"/> 移動用拠点	<input type="checkbox"/> No 4
<input type="checkbox"/> 北区	<input type="checkbox"/> 復旧・復興関連仮置場	
<input type="checkbox"/> 板橋区	<input type="checkbox"/> ()	
<input type="checkbox"/> 足立区		
<input type="checkbox"/> 葛飾区		
<input type="checkbox"/> 江戸川区		

2. 使用期間

自 平成 年 月 日 (時 分) ～至 (時 分)
自 平成 年 月 日 (時 分) ～至 (時 分)

*可能な限り実利用に即した使用期間を記載のこと。

*連絡時に他機関からの使用連絡が来ていた場合には、その旨を情報共有組織事務局より伝達する。

*使用希望時間が重複した場合には、事前に定めた優先利用の順位で利用をすることとする。その際の調整は利用者間で図ること。

3. 現地使用者

<p>現地安全管理者：</p>

4. 連絡窓口

<p>機関名：</p> <p>担当者名：</p>

*「共有利用」は、大規模震災等発災時において非常体制時において、事前ゾーニング等協議された箇所のうち、**臨時ヘリポート**、**緊急用船着場**、**移動用拠点**の目的での使用をさす

*「独占的利用」は、大規模震災等発災時において非常体制時において、事前ゾーニング等協議された箇所のうち、**臨時広域活動拠点**、**復旧・復興関連仮置場**の目的で使用する場合に用いる

*発災時には、上記内容を電話、FAX等により河川管理者の担当窓口への連絡を行うことで、平常時における「河川敷一時使用願」に代わるものとする

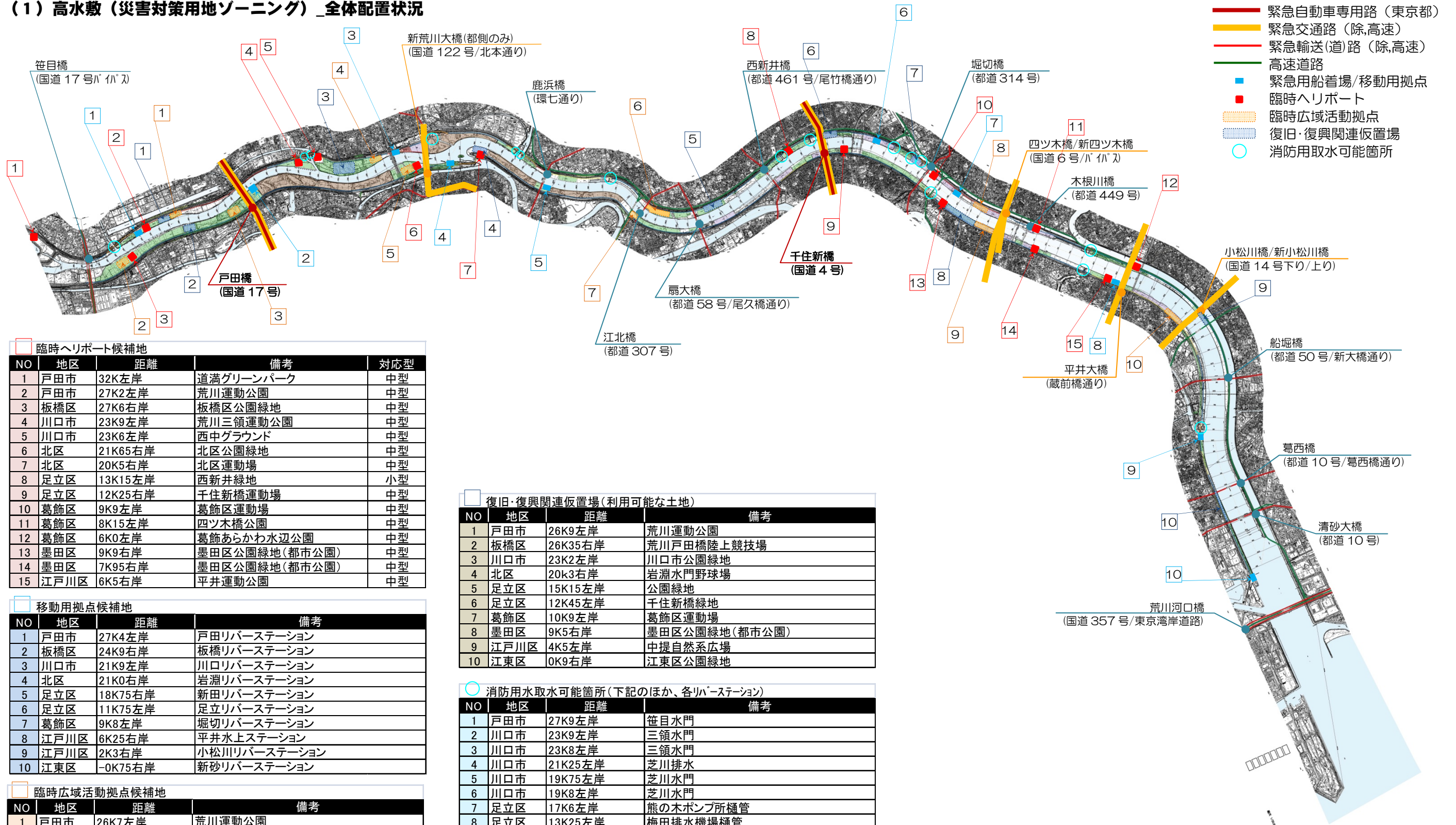
*混雑が収束した後に、正式な申請書類等を所管の窓口提出する

利用情報共有組織事務局（荒川下流河川事務所）発

題目	_____時現在 支部概要				
災 害 名					
内 容					
1. 地震の概要(気象庁)					
発生日時	年 月 日 時 分				
震源及び規模(推定)	震源地: ○○○○○(北緯○○.○度、東経○○○.○度)				
	深さ : ○○km		マグニチュード: MO.○		
管内の震度(震度6弱以上)					
津波					
(近々の)気象情報					
2. 支部対応状況					
※防災施設の点検結果等					
3. 荒川下流管内の被害状況					
※緊急復旧の進捗状況等					
4. 関係機関・TEC-FORCE の派遣等					
※緊急用河川敷道路入口への人員配置状況等					

3 運用マニュアル-参考資料

(1) 高水敷（災害対策用地ゾーニング）_全体配置状況



臨時ヘリポート候補地

NO	地区	距離	備考	対応型
1	戸田市	32K左岸	道満グリーンパーク	中型
2	戸田市	27K2左岸	荒川運動公園	中型
3	板橋区	27K6右岸	板橋区公園緑地	中型
4	川口市	23K9左岸	荒川三領運動公園	中型
5	川口市	23K6左岸	西中グラウンド	中型
6	北区	21K65右岸	北区公園緑地	中型
7	北区	20K5右岸	北区運動場	中型
8	足立区	13K15左岸	西新井緑地	小型
9	足立区	12K25右岸	千住新橋運動場	中型
10	葛飾区	9K9左岸	葛飾区運動場	中型
11	葛飾区	8K15左岸	四ツ木橋公園	中型
12	葛飾区	6K0左岸	葛飾あらかわ水辺公園	中型
13	墨田区	9K9右岸	墨田区公園緑地(都市公園)	中型
14	墨田区	7K95右岸	墨田区公園緑地(都市公園)	中型
15	江戸川区	6K5右岸	平井運動公園	中型

移動用拠点候補地

NO	地区	距離	備考
1	戸田市	27K4左岸	戸田リバーステーション
2	板橋区	24K9右岸	板橋リバーステーション
3	川口市	21K9左岸	川口リバーステーション
4	北区	21K0右岸	岩淵リバーステーション
5	足立区	18K75右岸	新田リバーステーション
6	足立区	11K75左岸	足立リバーステーション
7	葛飾区	9K8左岸	堀切リバーステーション
8	江戸川区	6K25右岸	平井水上ステーション
9	江戸川区	2K3右岸	小松川リバーステーション
10	江東区	-0K75右岸	新砂リバーステーション

臨時広域活動拠点候補地

NO	地区	距離	備考
1	戸田市	26K7左岸	荒川運動公園
2	板橋区	27K9右岸	板橋区公園緑地
3	板橋区	25K5右岸	板橋区公園緑地
4	川口市	22K4左岸	川口市公園緑地
5	北区	21K75右岸	北区公園緑地
6	足立区	16K5左岸	江北橋緑地左岸下流
7	足立区	17K0右岸	足立水上バス発着場
8	葛飾区	9K25左岸	葛飾区運動場
9	墨田区	9K0右岸	墨田区運動場
10	江戸川区	4K75右岸	小松川運動公園

復旧・復興関連仮置場(利用可能な土地)

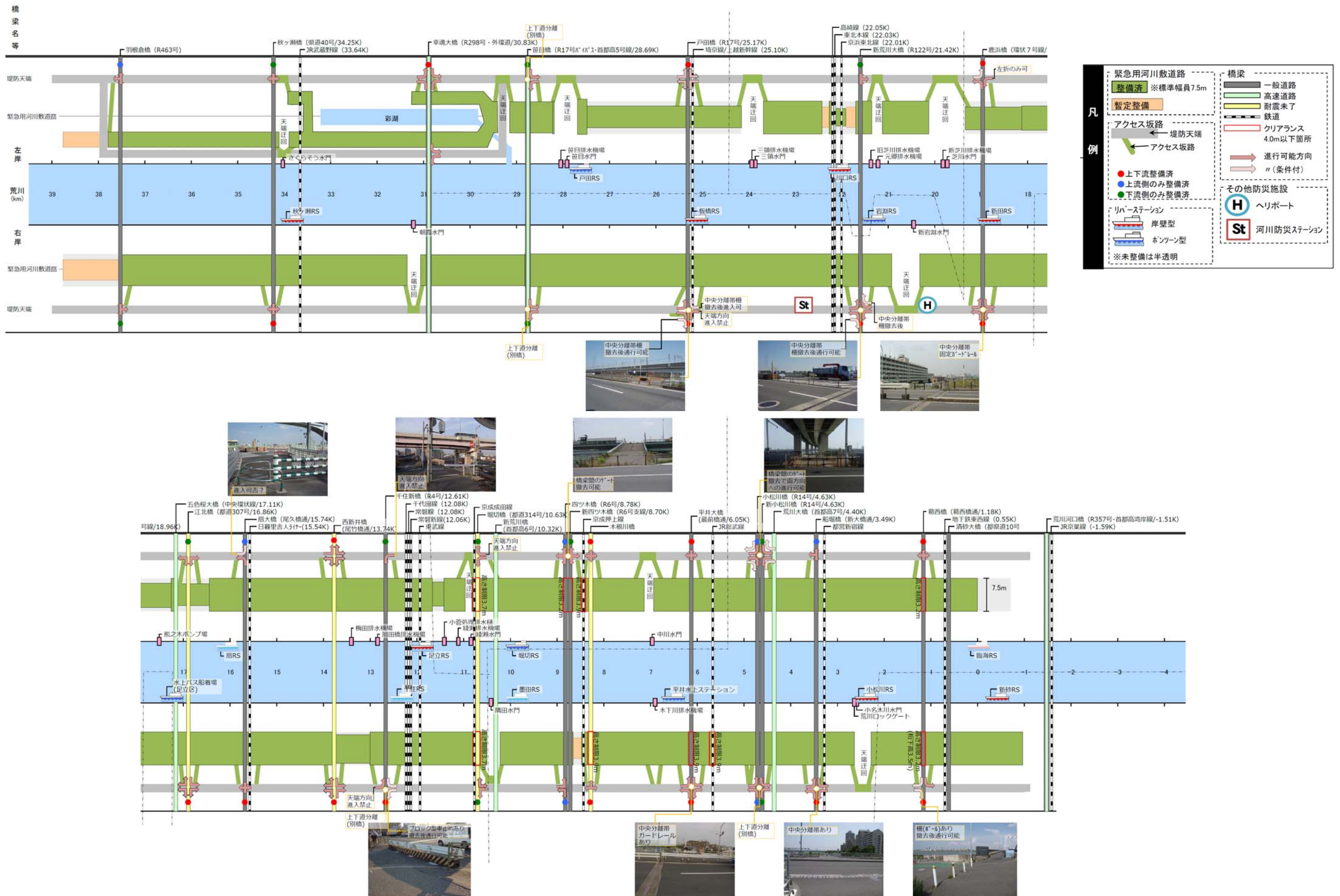
NO	地区	距離	備考
1	戸田市	26K9左岸	荒川運動公園
2	板橋区	26K35右岸	荒川戸田橋陸上競技場
3	川口市	23K2左岸	川口市公園緑地
4	北区	20K3右岸	岩淵水門野球場
5	足立区	15K15左岸	公園緑地
6	足立区	12K45左岸	千住新橋緑地
7	葛飾区	10K9左岸	葛飾区運動場
8	墨田区	9K5右岸	墨田区公園緑地(都市公園)
9	江戸川区	4K5左岸	中提自然系広場
10	江東区	0K9右岸	江東区公園緑地

消防用水取水可能箇所(下記のほか、各リバーステーション)

NO	地区	距離	備考
1	戸田市	27K9左岸	笹目水門
2	川口市	23K9左岸	三領水門
3	川口市	23K8左岸	三領水門
4	川口市	21K25左岸	芝川排水
5	川口市	19K75左岸	芝川水門
6	川口市	19K8左岸	芝川水門
7	足立区	17K6左岸	熊の木ポンプ所樋管
8	足立区	13K25左岸	梅田排水機場樋管
9	足立区	12K75左岸	川田橋排水機場樋管
10	葛飾区	11K35左岸	小管排水
11	葛飾区	11K0左岸	綾瀬排水
12	葛飾区	10K75左岸	綾瀬水門
13	葛飾区	6K95左岸	中川水門
14	墨田区	10K35右岸	墨田水門
15	江戸川区	6K85右岸	木下川排水
16	江戸川区	2K5右岸	小名木川水門

※上記ゾーニング箇所のほか、東京消防庁と関東地方整備局で定めた水利確保箇所がある。

(2) 緊急用河川敷道路の整備状況及び防災用坂路の接続状況 [坂路と進入口ゲートの現況① 全体情報 (平成24年10月現在)] (笹目橋より上流側については参考記載)



《荒川下流防災施設運用協議会構成員》

川口市

戸田市

墨田区

江東区

北区

板橋区

足立区

葛飾区

江戸川区

埼玉県

東京都

陸上自衛隊第一師団

国土交通省荒川下流河川事務所